

第 3 6 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 2 年 2 月 6 日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ A（志段味図書館を指定管理）が統括責任者交代（令和 2 年 2 月 1 日に交代）に際し、鶴舞中央図書館に提出した文書（新館長の経歴等）
- ・ B が指定管理する中村図書館の現統括責任者の経歴がわかる文書
- ・ C が指定管理する現緑図書館の統括責任者の経歴がわかる文書

2 同年 2 月 19 日、実施機関は、本件公開請求に対して、「職務経歴書（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 2 月 20 日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書には、個人の経歴、取得資格等が記載されており、これらは、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると主張している。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書には、総括責任者の生年月日、経歴及び取得資格が記載されている。

生年月日は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であることは明らかである。

また、経歴は、これまでの勤務先とその期間、勤務内容が具体的に記載されており、取得資格は、いつ、どのような資格を取得したのかが具体的に記載されている。これらは、特定の個人を識別することができるものの

うち、通常他人に知られたくないものと認められる情報である。

- (2) 本件行政文書の職歴、資格等は、指定管理者選定又は一旦任用された総括責任者の交代時に、総括責任者の要件を満たしているか判断する上で必要な情報ではあるものの、当該情報は、図書館の指定管理者制度を実施する目的で、教育委員会の判断に付されるものである。

行政文書公開制度の趣旨として、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすことは重要であるが、個人情報保護に優越させる趣旨とは解せない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、総括責任者の経歴、職歴及び資格（以下「本件情報」という。）を非公開とした部分を取消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 指定管理者業務仕様書の中では、総括責任者の要件として、それなりの条件を課している。

- (2) 職歴・資格等は、その要件を満たしているかどうかの判断材料となるものであり、それを非公開としてしまったのでは、仕様書を公開している意味をなさなくなる。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市が保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

- (1) 名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）第4条では、名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館及び名古屋市徳重図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとしている。
- (2) 実施機関は、上記(1)の指定管理者を募集する際の募集要項において、施設の管理運営業務に従事する者として、総括責任者（館長）を配置することとしており、総括責任者とする者については、見識、経験及び資格等の条件を設けている。
- (3) 本件行政文書は、本件公開請求に係る図書館の総括責任者の経歴書であり、総括責任者の氏名、生年月日及び本件情報が記載されている。

4 本件情報の条例第7条第1項第1号該当性について

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本件情報は、特定の個人を識別することができるものと認められるほか、個人のこれまでの経歴や保有している資格に係る情報であり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。
- (3) 以上のことから、本件情報は、条例第7条第1項第1号に該当する。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性は上記4において述べたとおりであるから当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 2年 3月13日	諮問書の受理
4月17日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する意見があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 4年 6月 3日 (第34回第 3小委員会)	調査審議
7月 6日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人